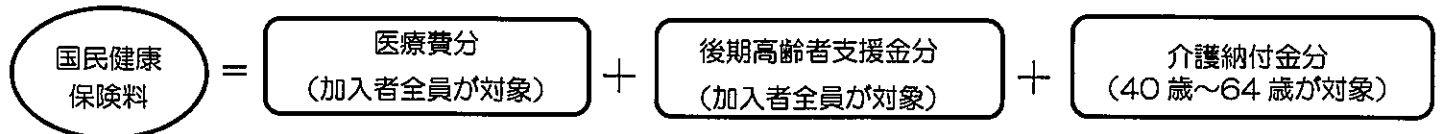


# 平成31年度阪南市国民健康保険の保険料を改定します

国民健康保険（国保）は、同じ地域に住む人たちが相互扶助の精神に基づいて、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、保険料を出し合いお互いに助け合う制度です。その保険料は、国保加入者がお互いの医療について支え合う「医療費分」と、後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」の3つで構成されています。



## 【保険料の算出について】

平成30年4月からは、大阪府と市町村が共同保険者となって財政運営を行っています。

それに伴い、大阪府が示す市町村標準保険料率を採用したことにより、被保険者間の負担の公平性が確保されることになりました。

## ◆平成31年度の保険料率◆

区 分		平成30年度	平成31年度 (改定後)	増減
医療費分	①所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 7.98%	料率 8.57%	+0.59%
	②均等割 加入者1人あたりの金額	27,311円	29,713円	+2,402円
	③平等割 1世帯あたりの金額	29,668円	31,799円	+2,131円
	保険料	①+②+③		
	最高限度額 (法定限度額に変更)	540,000円	580,000円	+40,000円
後期高齢者支援金分	④所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.69%	料率 2.69%	変更なし
	⑤均等割 加入者1人あたりの金額	9,178円	9,249円	+71円
	⑥平等割 1世帯あたりの金額	9,970円	9,898円	▲72円
	保険料	④+⑤+⑥		
	最高限度額 (変更していません)	190,000円	190,000円	変更なし
介護納付金分	⑦所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.32%	料率 2.58%	+0.26%
	⑧均等割 加入者1人あたりの金額	17,062円	19,134円	+2,072円
	⑨平等割 1世帯あたりの金額	0円	0円	変更なし
	保険料	⑦+⑧+⑨		
	最高限度額 (変更していません)	160,000円	160,000円	変更なし

(注) 基準総所得金額とは、世帯内の国保加入者ごとの総所得金額から33万円を引いた合算金額のことです。

## ○低所得者に対する保険料軽減(政令軽減)が見直されます。

国民健康保険料の軽減は、所得に応じて均等割・平等割を7割・5割・2割軽減することになっていますが、そのうち5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の基準額が見直されます。(7割軽減は現行どおり)

【2割軽減】軽減判定所得の基準額を引き上げます。

(現行) 基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33万円 + 51万円 × 被保険者数

【5割軽減】軽減判定所得の基準額を引き上げます。

(現行) 基準額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数

(お問い合わせ先) 阪南市役所 保険年金課 国民健康保険担当 (内線 2294・2267)